

| | |
|------------------|---|
| Title | ECの外資規制法 |
| Sub Title | EC Regulations of Direct Foreign Investment |
| Author | 櫻井, 雅夫(Sakurai, Masao) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1993 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.9 (1993. 9) ,p.57- 82 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 研究ノート |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930928-0057 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ECの外資規制法

櫻井雅夫

はじめに

一 原産地認定規則

二 部品ダンピング防止税規則

三 規則の適用状況

結 論

〔付属資料〕 EC部品ダンピング防止税規則(日本語仮訳)

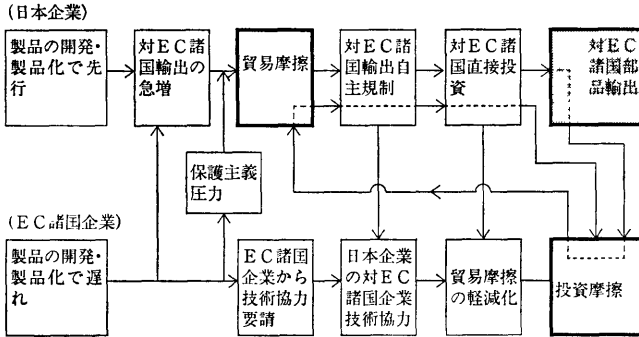
はじめに

EC委員会、加盟各国政府、有識者の間では、日本企業へのEC諸国製造業直接投資に関して否定的ないし消極的な意見が出ている。それは、日系企業がダンピング防止税の迂回(circumvention)をして「スクリーンドライバ・オペレーション」

(secret driver operation—域外から部品を輸入して単に振回しで組み立てること)を展開するだけで、EC諸国の産業開発に貢献していないという批判も続いた。さらに、ECがひとつの市場になれば、在EC諸国の日系企業は日本が送り込んだ「トロイの木馬」(Trojan horse)⁽¹⁾になるのではないかとの警戒も出た。投資摩擦が貿易摩擦の延長線上にあることは否定できないが(図1、2)、それとの関係で感情的な軋轢も問題を複雑にした。

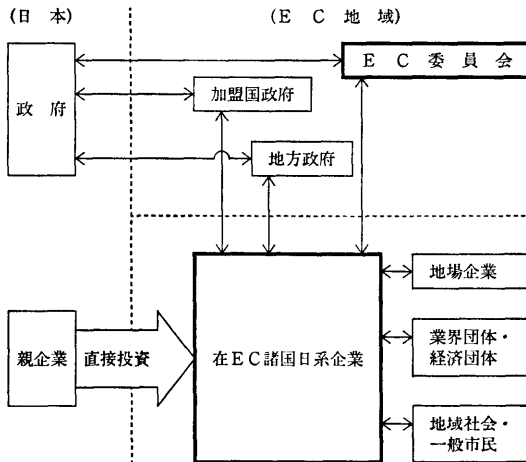
本稿が取り上げた「部品ダンピング防止税規則」は、従来の「原産地認定規則」と「ダンピング防止税規則」に加えて施行されたもので、EC域外からの輸入と製造業投資によって脅かされると感じるEC諸国産業界からの要請に対してEC委員会が応えようとしたものである。しかしながら、こうした法の施

図1 日・EC貿易関連投資摩擦の循環経路



出所：櫻井雅夫『対欧投資摩擦』より作成。

図2 日・EC投資摩擦の当事者の関わり方



注：↔ 摩擦の存在を示す。

出所：櫻井雅夫『投資摩擦』（東洋経済新報社）より簡略図を作成。

行にも拘らず、脅威は業種によってはいまや現実のものとなりつつある。欧州統合を見越して早期参入・定着を自論む日本企業と在E C日系企業は、これらの規制によく堪えて投資を一巡させ、域内の地場企業を凌ぐところまで到達し、先発企業に上つては二次、三次と域内投資を拡大している。こうした状況では、E Cが輸入と投資に関するダンピング防止税規則などの恣意的に運用しても、E C諸国企業の劣勢を挽回できるものではない。それどころか、世界的な不況のなかでE C諸国の産業自体が存亡を問われる存在になっていき、今後の対E C諸国産業協力に支障をきたすことになる。

本稿は、対E C諸国製造業直接投資に直接関係を有するE Cの規則を中心に、その運用を警見し、若干の問題点を指摘するものである。

(一) もともと「トロイの木馬」論の発端は、フランス政府がE C加盟を望むイギリスを非難したところにある。一九六三年一月一〇日すなわちイギリスのE C加盟折衝をドゴール大統領が潰す四日前、ソルボヌのデュベルジェー教授が『ル・モンド』紙に次のような論説を掲げた。「アメリカは、すでにわれわれの間に数多くのトロイの木馬すなわち資本投資をわれわれのなかに送り込んでいる。これらの投資はヨーロッパにとってまさにトロイの木馬である。というのも、この投資を受け入れるものは、それがもたらす危険を知らず、相手を疑うことなく、それがあたかも慈善行為であるかのごとく両手を広げて受け入れているからである。」

(二) 「産業協力」(Industrial collaboration)という言葉は、一九七〇

年代前半から先進国と発展途上国との間、先進国と社会主義国との間の協力に関して使用されていた。これには、社会主義国とくに東欧諸国が西側からの民間資本を理論的に認めないまま導入することへの関係国の配慮もあったと考えられる。その後七〇年代後半になってからは、この用語は先進国間でも使用されるようになった(例えば、United Nations, Industrial Collaboration Arrangement, New York, 1978)。日本との関係では、七七年の経団連・メッセンがE C諸国を訪問した際に当該国側が使用し、七八年にはE C委員会のダビニオン委員(当時)が訪日した際にも使用した。

現在、この用語は実務上上記のような範囲を包摂している。これに法律上の説明を加えることは困難であるが、強いてこの範囲と日本の外為法上の製造業「対外直接投資」との関係を整理すれば、次のようになる。

〔技術提携〕技術提携は、日本の先端技術をE C諸国の地場企業に移転するという意味での産業協力である。投資母国としての日本の外為法から見れば、対外直接投資のうちの経常取引に相当するものである。提携の内容には技術そのものと技術を教える人員の派遣もあり得る。これらの協力は、E C諸国の地場企業にとっては自社の経営を日本側に支配されることなく技術を導入することができるという点が評価される。しかしながら、日本とE C諸国との貿易摩擦軽減策の一環として、直接投資を促進しE C諸国の資本収支にも貢献するという観点からみれば、技術提携では日本からの資金の實質的流入(substantial flow of resources、「実物資源の流入」という)がなげないまま逆にロイヤルティ等の名目でE C諸国から日本に資金が流出するという点で、E C加盟各国の国際収支担当省庁からすれば問題が残る。なお、技術・ノウハウ等を現物出資に当てることができるときには、資本取引上の証券取得となることは当然で

ある。

「OEM」OEM (Original Equipment Manufacturing) 相手方ブランドで製造すること) は、ECの製造委託者が所有している販売網を侵害せず、また末端市場へも参入しない限りは、日本の受託者による製品供給は産業協力になる。しかしながら、国際収支上、OEMは、商標等の問題を別とすれば、EC諸国の製造委託者(買主) に対する日本の製造受託者(売主) からの輸出にすぎず、貿易収支上はEC加盟各国に直接には貢献しない。

「共同開発」EC諸国の企業の活性化のために、日本企業が共同で技術特性をもった新製品を開発することである。この種の協力は、その進め方により国際収支上EC諸国のマイナスになることがある。「共同販売」販売力がそれ程強くないEC諸国の企業と日本企業との販売協力は、貿易による貿易摩擦の軽減にはなるかもしれないが、共同販売契約は資本収支上の貢献には直接関係がない。

「国際規格の設定」日本企業とEC諸国の企業が共同で製品規格を設定すること(例えば、ソニーとフィリップスによるコンパクトディスク規格)は、設定契約の内容により産業協力にはなるが、一般には資本取引にもまた経常取引にも該当しない。

「新規の合弁会社・既存の会社への参加」新規の合弁会社は、日本側パートナー(出資者) がすべての面で支援するという前提で見れば産業協力である。また、既存の会社への参加(証券の一部買収)も、日本側の証券取得者がすべての面で支援するのであれば産業協力である。いずれの場合にも、国際収支上はまさに資本取引の対外直接投資に該当し、EC諸国の対日貿易赤字の軽減に貢献する。また、合弁会社においては、雇用機会を創出し日本からの技術も移転されるなど、経済的貢献度もきわめて高い。

「全額出資の投資」パートナーが存在しないので、新規の全額出

資の投資が産業協力であるか否かは、EC諸国の当該産業部門への直接・間接の貢献度によって判断されよう。これは、全額企業買収の場合にも同じことである。しかし、国際収支上、貿易摩擦軽減のためには、最も貢献度の高いものである。また、合弁型投資と同じく雇用機会の創出等の面では貢献度がきわめて高い。

一 原産地認定規則

1 原産地認定

(1) 基本規則

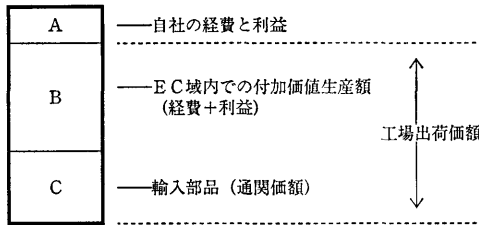
原産地認定に関する基本規則は一九六八年六月二十七日付理事會規則(EEC)第八〇二/六八号¹⁾であり、関連規則としては同第五八二/六九号²⁾、同第一三一八/七一号³⁾、同第五一八/七二号⁴⁾、同第三一〇三/七三号⁵⁾がある。

基本規則は、EC域内で生産された製品に限らず、EC諸国に輸出される製品の原産地を決定する一般的基準として適用されるものである。

この基本規則第五条によれば、「最終の実質的製造工程又は作業」(the last substantial process or operation) が実施される国「重要な製造段階を表す」(representing an important stage of manufacture) 国が当該製品の原産地となる。この認定基準は余りに一般的で個別製品ごとにこれを具体的に示す必要が生

図3 現地生産比率の計算式

$$\text{現地生産比率(\%)} = \frac{B}{B+C} \times \frac{\text{工場出荷価額} - \text{輸入品(部品等)の通関価額}}{\text{工場出荷価額}} \times 100$$



出所：図1に同じ。

じる。このため、同第一四条に基づいて、個別製品ごとに次のようないくつかの規則を制定している。

- 装置、機械、車両の補修部品
 - ラジオ、TV受信機
 - テープレコーダ
 - セラミック製品
 - ボール、ローラーまたは
- ―規則第三七/七〇号⁽⁶⁾
 - ―規則第二六三二/七〇号⁽⁷⁾
 - ―規則第八六一/七一号⁽⁸⁾
 - ―規則第二〇二五/七九号⁽⁹⁾

ニードルローラー・ベアリング―規則第一八三六/七八号⁽¹⁰⁾

- 半導体
- 複写機
- ―規則第二八八/八九号⁽¹¹⁾
- ―規則第二〇七一/八九号⁽¹²⁾

EC域内における商品の自由流通という基本原則に対する例外として、特定の加盟国は、ローマ条約第一一五条（構成国間の協力、保護措置の許可）に基づいて他のEC加盟国からの間接輸入に対して数量制限を課することが認められている。例えば、フランスは、他のEC加盟国からの日本製ラジオの輸入を制限する国家数量割当の維持をECから認められている。日本の製造業者が日本の部品を使用してドイツでラジオを製造し、そのラジオをフランスに輸出するような場合には、そのラジオが日本製であると判断され数量割当の対象となるか否かは問題であるが、これはおそらく右基本規則第八〇二/六八号によって解決されるものと思われる。

〔工場出荷価額との関係〕

運用上はEC域内での付加価値生産額の工場出荷額に対する比率すなわち現地生産比率 (local contents ratio) によって決められることが多い。工場出荷価額の少なくとも四五パーセントの部分が生産される場合には、その国が原産地とされる (図3)。

〔特別規則がない場合〕

多数の部品を組み立てる製品でEC規則に特別の規定がない

場合には、付加価値の六〇パーセントを生ぜしめる製造プロセスまたは工程のある国が原産地と考えればよいとされる。これは公認されているわけではないので、疑義が生じた場合には、E C 理事会が最終決定をすることになる。

(2) 特惠国に関する規則

特惠原産地規則は、E C が締結した特惠通商条約のなかで定められている。この場合、特別のかつ通常はより厳格な特惠原産地規則が定める国を原産地とする産品について、対E C 諸国輸入の関税を減免する旨を定めている。

この規則に基づくと、E C 諸国との特惠貿易によって恩恵を享受している国の一つに施設を有する非特惠国(例えば、日本)の製造業者も、当該国で製造した産品が特惠原産地規則に合致しさえすれば、その産品をE C 諸国に輸出する場合に完全な減免を受けられることになる。¹³⁾

2 原産地証明書

輸出品について原産地証明書を必要とする場合には、E C 諸国の各商工会議所がこれを発給している。イギリスからのE C 域内向け輸出については、フランス向け特定品目(主として繊維製品)を除いて、原産地証明書は不要である。

現地生産産品が域内産品であると認められたときは域内国へは自由に輸出することができるが、域内産品でないとして認定された

ときは日本からの輸出と同一の扱いになり、関税や輸入制限の対象となる。

3 問題点

在E C 諸国日系企業としては、原産地証明書を取得できない場合には、当該地域向け投資のメリットはなくなる。域内の日系企業は原材料・部品の一部を日本その他E C 域外国から輸入して現地生産を行っているが、域内産品と認められないときは、紛争に発展する。投資決定の時点では、投資受入れ国政府が部品の域内調達に関する数字を明示しないことが多い。例えば、フランスの日系家電メーカーは、六〇パーセントの調達比率を充足すればフランス産としてのE C 諸国向け輸出が認められるとしても、この基準が明示されていないのである。結局、調達比率は個別品目ケースごとにかなり恣意的に決められている。このため、域内産品と認められずに紛争に発展したケースが続発した。オランダおよびドイツ製スライドファスナー(吉田工業)の対イタリア輸出¹⁴⁾、日英技術協力による自動車(本田技研IIオースチン・ローバー・グループ)の対フランス・イタリア輸出¹⁵⁾、イギリス製カラーテレビ(ソニー)の対フランス輸出¹⁶⁾などがその例である。このほかにも、プリンター(セイコーエプソン¹⁷⁾、複写機(キヤノン、コニカ、ミノルタ、松下電器、東芝、シャープ、リコー)¹⁸⁾、半導体(富士通マイクロエレクトロニクス)¹⁹⁾などの事件がある。

E C 委員会は、原産地認定規則の運用のために原産地委員会 (Committee on Origin) を設置しているが、E C 委員会は論議し勧告することができるだけで、加盟国にその結果を強制する権限は与えられていない。例えば、右本田技研のケースでは、八二年イギリスでホンダがベラードを生産し、B L 車として域内輸出したところ、フランス、イタリアから域内調達比率は六〇パーセントでなければならぬとのクレームが出され、英・仏、英・伊の二国間ベースで論争が行われた。

E C 委員会は、こうした二国間交渉で決着したことを事後承認するだけで、実質的な紛争解決の力をもたない。したがって、認定を不当と考える日系企業を救済するためには、裁判か外交交渉によるほかはない、例えば八四年にイタリアがベルギー製モベット (本田技研) を日本製であるとして輸入を禁止したため、当該日系企業は減産に追い込まれ、レイオフを余儀なくされたという事件が発生した。⁽²¹⁾ この問題は、ベルギー政府から E C 委員会に持ち込まれ、右の原産地委員会では、イタリアを除く全加盟国がイタリアを非と認定した。イタリアは、当初これを拒否したが、E C 委員会の決定や外交圧力によってようやく解決された。八八年から八九年にかけては、英国日産 (N M U K) 製の自動車の原産地認定をめぐるも摩擦が続いた。

ダンピング防止税を課された日本企業の中には、香港、台湾、シンガポールなどに生産拠点を移したところもある。このため、右基本規則はこれら第三国からの対 E C 諸国輸出にも適用され

るところとなった。このなかには、複写機に関する香港三田工業事件とリコー・カリフォルニア事件、⁽²²⁾ 電子タイプライターに関する台湾ブラザー事件判決が含まれている。例えば、リコー・カリフォルニア事件においては、右の原産地委員会は、リコーがアメリカで生産している複写機をアメリカ製でなく日本製であると判定し、リコーに対してアメリカからの輸出分にも二〇パーセントのダンピング防止税を課そうとした。⁽²⁴⁾ 結果的には、リコーはアメリカ製重要部品の使用、現地付加価値の上昇などを理由に挙げて課税を逃れることができたが、他方で三田工業とブラザーには一時期課税が行われた。このリコー事件は、ガット・ウルグアイラウンドにおいても原産地ルールの合意形成に大きな役割を演じたといわれる。⁽²⁶⁾

この原産地規則第六条の迂回防止条項は、法規定 (例えば、E C ダンピング防止税規則) の迂回を唯一の目的とする工程は原産地として認定しないとされているが、この条項の適用は、前出の台湾ブラザー事件判決 (八九年一月) においてみられる。この判決は、その工程が法規定の回避を唯一の目的としないこととの立証義務が企業側にあることを判示している。

この規則の規定には曖昧な点が多い。例えば、前述のように、基本規則第五条では、二カ国以上の国が関係する製品については、経済的に正当化される「最終の実質的製造工程又は作業」が行われた国、「重要な製造段階を表す」国を当該製品の原産地としている。このような規定ぶりでは、実務上全く意味をな

をなす。

前出の理事会規則第二六三二／七〇号および第八六一／七一号すなわちラジオおよびテープレコーダに関する規則をみると、① EC加盟国での組立て工程と EC加盟国を原産地とする構成部品の付加価値が完成品の工場渡し価格の四五パーセント以上を占めたときは、当該 EC加盟国が原産地とされ、また②組立て工程と構成部品の付加価値が右の条件を充足しない場合に、この製品の製造における重要な工程で使用される部品の工場渡し価格が完成品の工場渡し価格の三五パーセントを超えるときは、その部品の原産国が完成品の原産地とされる。

EC裁判所で争われた前出吉田工業スライドフラスナー事件では、付加価値が三〇パーセントを下回っていたにも拘らず、EC域内で行われた組立て作業が「実質的製造工程又は作業」に該当するとして、EC諸国が原産地であると判示されている。

- (一) *Official Journal of the European Communities* (以下「O.J.」と略す)、No. L148/1, June 28, 1968, pp. 165-169.
- (二) O.J., 1969, P. 182.
- (三) O.J., 1971, p. 394.
- (四) O.J., 1972, p. 149.
- (五) O.J., No. L315/34, Nov. 16, 1973.
- (六) O.J., No. L7/6, Jan. 10, 1970, p. 3.
- (七) O.J., No. L279/35, Dec. 24, 1970, p. 911.
- (八) O.J., No. L95/11, Apr. 28, 1971, p. 243.
- (九) O.J., No. L206/32, July 27, 1973.

- (10) O.J., No. L210/49, Aug. 1, 1978.
- (11) O.J., No. L33/23, Feb. 4, 1989.
- (12) O.J., No. L196/24, July 12, 1989.
- (13) ECが特惠通商条約を締結している国は、EFTA（欧州自由貿易連合）加盟国（オーストリア、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス）、ACP（アジア、カリブ海、太平洋）諸国、マシュレク諸国（エジプト、ヨルダン、レバノン、シリア）、マクレブ諸国（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）、キプロス、イスラエル、マルタおよびユーゴスラビアである。また「ECは、海外領土（Overseas Countries and Territories, OCTs）、フアロ諸島、セウタおよびメリリヤおよびカナリア諸島、イスラエル占領地域、特別の原産地規則を定める「一般特惠制度」（GSP）の対象となるさまざまな発展途上国に対して一方的に特惠通商規則を適用している。
- (14) 『ECにおける原産地規則の運用』国際貿易投資研究所公正貿易センター、一九八八年、二二〇頁。
- (15) 同資料、一二五頁以下。
- (16) 同資料、五六一六五頁。
- (17) 同資料、七五一八六頁。
- (18) 同資料、八七一九六頁。
- (19) 同資料、九七一二四頁。
- (20) O.J., 802/68/EEC (12-14), 1968, p. 167.
- (21) 『ECにおける原産地規則の運用』六六一七四頁。
- (22) 『原産地認定ルールに関する諸問題』国際貿易投資研究所公正貿易センター、一九九一年、五三一五七頁。
- (23) EC裁判所の先行判決の原文は、Judgment C-267/91を受理したケッペン財務裁判所判決原文は、Hessisches Finanzgericht,

Geschäftsnummer 7 V 303/87. すなわち、『原産地認定ルールに
関する諸問題』一〇頁以下。

(24) 『日本経済新聞』一九八九年一月二七日。

(25) ウルグアイラウンド原産地規則のドンケル最終案原文は、

Agreement on Rules of Origin. MTN. TNC/W/F.A. p. D. 1-D.

14.

(26) 伊藤元重「国際投資の下での通商摩擦」伊藤・奥野著『通商問

題の政治経済学』九七頁。

(27) 1979 ECR 115.

二 部品ダンピング防止税規則

ヨーロッパに基地を置く地場企業は、現地部品使用要件
(local content requirements) を厳しくするよう、また外国
人投資家とくに日本人投資家を第一の標的としてそれに対する
補助金を廃止するようロビーイングを展開してきた。結局、八七
年六月、閣僚理事会はEEC規則第一七六一／八七号⁽¹⁾によって
第二一七六／八四号第一三条いわゆる「ダンピング防止税規則
」を改正し、そこに新たに第一〇項を加えた。この第一七六
一／八七号規則が「部品ダンピング防止税規則」とよばれるも
のである。これにより、結果的には日系企業による日本製部品
の輸入に対してダンピング防止税徴収が拡大されることになっ
た。

なお、右規則第二一七六／八四号は、EEC理事会規則第二

四二三／八八号第一八条によって廃止され、廃止された規則第
二一七六／八四号への言及は、規則第二四二三／八八号への言
及と解釈されることになった。これにより、本稿が対象とする
部品ダンピング防止税規則すなわち第二一七六／八四号の第一
三条第一〇項は、第二四二三／八八号の第一三条第一〇項に移
行されたことになる。

1 適用要件

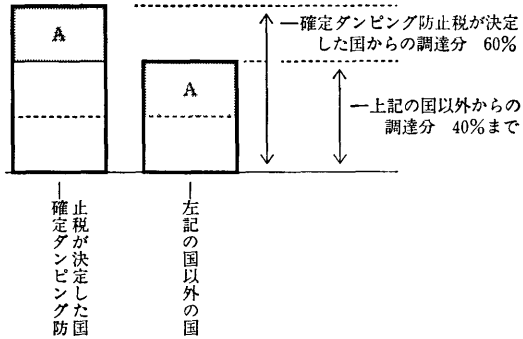
EC内の生産者が、次の三要件に合致した場合には、この規
則の適用を受ける。

① ダンピング規制の対象となっている完成品と同種の製品
を輸出している海外の製造業者と関係を有し、または結び
ついていること。

支店、子会社はもちろんのこと、非EC製造業者とEC
製造業者との合併製造活動にも適用されよう。また、ダン
ピング輸出をする会社の構成に統合されていなくても、商
業目的で連合または連結している当事者にも適用されよう。

OEM(本稿「はじめに」注2参照)の場合には、第一
に在EC域内日系企業がEC諸国地場企業に生産委託を行
ったときその生産過程が単なる組立てであるときは課税さ
れる(後出三8(1)のシルバー・リードの事例参照)。第二
に、日系企業が存在せず、地場企業に生産委託を行う場合
には、その地場企業との間に経営支配関係が存在しないと

図4 部品調達への限度



出所：櫻井雅夫「国際経済法」

② ①の趣旨を図解すれば、図4のようになる。
 ③の趣旨を図解すれば、図4のようになる。
 次の例は、右三条件が該当するかどうかをテストしたものである。
 「例1」 日本を原産地とする産品をECのダンピング防止税の対象とされている或る日本の製造業者が域内で組立てプラントを稼働させるために在EC子会社を設立したとする。これは、右第一三条第一〇項aにある「組立て又は生産が、同種の産品の輸出がダンピング防止税の対象となっている製造業者のいずれかに関係を有し又は結びついている当事者によって行われ」という第一の要件は充足している。
 次に、EC委員会の調査が行われている間に、またはECのダンピング防止税の賦課後に域内の組立てプラントで生産を増

[例1]

| | |
|----------|----------|
| 最終産品総価額 | = 120フラン |
| 全部品総価額 | = 100フラン |
| | |
| 日本製部品価額 | = 59フラン |
| その他全部品価額 | = 41フラン |
| <hr/> | |
| 差 | 18フラン |

かにも行われるということの意味している。
 ③ ダンピング国から輸入した部品の価額が、その他部品の価額を少なくとも五〇パーセント超えていること、
 ④ ということは、ダンピング国から輸入した部品の価額が部品総額の六〇パーセントを超えていることである。ダンピング防止税は、輸入部品がダンピング価格で売られなくても

ECの外資規制法

〔例2〕

| | | |
|----------|-------|-----|
| 最終産品総価額 | = 120 | フラン |
| 全部品総価額 | = 100 | フラン |
| 日本製部品価額 | = 61 | フラン |
| その他全部品価額 | = 39 | フラン |
| 差 | 22 | フラン |

三の要件に該当していない。すなわち、日本原産の部品の価額とその他全部品価額との差が、その他全部品の半分を超えていないからである。

〔例2〕しかし、仮に部品総価額一〇〇フランのうち、六一フランが日本製部品の価額で、その他すべての部品の価額が三九フランであったとすれば、第三の要件は充

（加したとする。これは、第二要件すなわち「組立て又は生産活動がダンピング防止調査の開始後に開始され又ははかなり増加したこと」という要件を充足している。

最後に、EC内の組立てプラントで生産された産品の総価額が一〇〇フランで、うち一〇〇フランが部品価額から成り、二〇フランが組み立て付加された価値であるとしよう。第三の要件を適用するためには、部品の価額のみが分析されなければならない。まず、部品の一〇〇フランのうち五九フランが日本製部品で他（すなわち非日本製部品）すべての部品の価額が四一フランであったとする。

日本からの部品の価額がその他全部品の価額を一八フランを超えている。しかし、一八フランはその他すべての使用部品の価額四三・九パーセントである。したがって、この場合には第

足される。

日本からの部品の価額は、その他使用全部品価額を二二フラン超えている。二二フランは、その他使用全部品価格の五六・四パーセントに相当する。すなわち、使用日本部品の価額とその他全部品価額との差が、その他全部品価額の半分を超えているからである。

一方で産品がダンピング課税の対象となっている国を原産地とする部品の価額と、他方のその他全部品価額との比較を行うという点は注目に値する。つまり、この規則は産品がダンピングの課税の対象となっている国を原産地とする部品の価額と、EC諸国を原産地とする部品の価額とは対照していないのである。

〔例3〕

| | | |
|-----------------------|-------|-----|
| 全部品総価額 | = 100 | フラン |
| 日本製部品価額 | = 58 | フラン |
| その他全部品価額 (EC諸国、台湾) | = 42 | フラン |
| 差 | 16 | フラン |

〔例3〕次の例は、日本製部品に第三国部品とEC部品が組み合わさるものである。部品価額総額一〇〇フランのうち、日本製部品が五八フラン、台湾原産部品の価額が四〇フラン、EC原産部品の価額が二フランであったとすると、第三の要件に該当しないので日本製部品には課税することができな

一六フラン、すなわち一方の日本製部品の価額と他方の台湾製、

EC製部品の総価額との間の差額分は、四二フランすなわち組立て作業で使用するその他非日本製部品の価額の五〇パーセント以下となるからである。

産品がダンピング防止税の対象となっている製造業者は、EC内での組立て作業に必要な部品をEC内で調達する義務はない。産品がECのダンピング防止税の対象となっていない国のほかから調達していることだけで、課税の十分条件を満たしているからである。

第三の要件に該当させるためには、部品価額の査定にどのような方法が適用されるのかといった点については、明確にされていない。おそらく、インボイス価格（又は税関申告価額）が調査を行うEC委員会にとっても、調査対象になる組立て作業にとっても、最も都合のよいものとされるかもしれない。尤も、この価格（又は価額）が信頼に足らないものであれば、EC委員会はダンピング防止規則第二条に規定する方法で部品の価額を査定することになる。

2 適用除外の裁量権

EC委員会は、前出規則第一七六／八七号（現行規則二四二三／八八号第一三条第一〇項a）が充足された場合であっても、ダンピング防止税を部品にまで適用するか否かについての裁量権を有している。すなわち、同第一〇項aは、次のように規定している。

「この規定を適用するに当たっては、それぞれの案件の状況、とくに、組立て又は生産活動に要する可変費用並びに共同体（EC―筆者注）内で行われる研究開発及び応用される技術を参酌するものとする。」

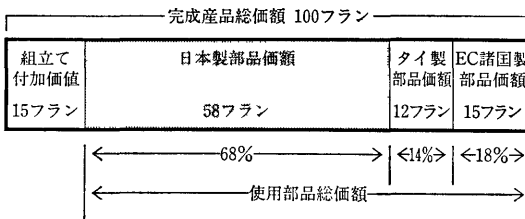
この規定（最初の改正案には含まれていなかった）は、EC理事会に対して、輸入部品に付加される価額、組立てプラントがEC内での新規技術の応用面で研究開発の果たす役割に対する貢献度を参酌するよう求めたものである。この規定はまた、生産上、域内での組立てまたは生産中に付加する価値の水準が高いために、部品の割合が完成品の総価額のなかで相対的に小さい産業に対してはとくに「不公正」（unfair）である、との批判に応えたものである。

例えば、日本製産品がECのダンピング防止税の対象となっている日本の製造業者が域内産品のごとく組み立てて、これら産品のそれぞれの生産後総生産額が一〇〇フランであったとする。また、使用された部品の総価額は一〇フランで、その内訳は七フラン相当の日本製部品と三フラン相当のその他部品であったとする。このような場合には、部品の六〇パーセント以上は日本製であるが、九〇パーセントはEC内での産品の生産・組立ての間に価値として付加されたものということになる。このような状況では、EC理事会が「ダンピングが行われた」部品に対するダンピング防止税を課すという解釈をなすことは可能であるが、EC域内で付加された価値のレベルが高いとすれ

[例4]

完成産品総価額 = 100フラン
 組立てにおける
 付加価値 = 15フラン
 日本製部品価額 = 58フラン(使用部品総額の68%)
 タイ製部品価額 = 12フラン(使用部品総額の18%)
 EC域内製部品価額 = 15フラン(使用部品総額の18%)
 納付すべき
 ダンピング防止税 = 25%×58フラン
 = 14.5フラン

図5 第三国迂回による部品調達



納付すべきダンピング防止税 = 25%×58フラン = 14.50フラン

出所：図2に同じ。

ば、裁量によりおそらく課税の対象とはしないものと思われる。

3 税率・税額と徴税方法

(1) 税率・税額

部品に対するダンピング防止税の率は、EC域内での組立て作業を実施している当事者が関係している非EC域内生産者の産品にすでに課されている確定ダンピング防止税の率で決定さ

れる。この方法でいくと、EC理事会は、ダンピングされた産品の原産国から輸入され、かつEC域内の子会社で使用された部品に対して、EC域外でその親会社が製造した産品に対して適用される税率を採用することになる。

EC理事会が、一旦ダンピング防止税が部品に対して適用されるべきであるとした場合(すなわち上記三要件が明らかであり、上記裁量権を以てしても組立て作業に課税されるべきであ

るとした場合)には、ダンピングされた製品の原産国からの輸入された部品すべてが、適当な率でのダンピング防止税の対象となる。

【例4】日本の製造業者が或る製品に対して二五パーセントのダンピング防止税の対象になっているとする。また、EC理事會は組み立てられた製品に含まれている日本製部品に対して、この税を適用するとする。この場合、EC内で組み立てられた製品に関して、日本の製造業者が納付すべき税額は、左記の計算式で算出される(図5も参照)。

ダンピング防止税は、その対象となっている製品の原産国から輸入された部品のCIF価額に対して徴収される。この場合、CIF価額はいずれかのEC加盟国への上陸地点でのCIF価額である(例えば、組立てプラントが実際に存在する加盟国に部品が入っていくときのインボイス価格ではない)。EC本部では、部品に対するダンピング防止税の徴収権は加盟国の税関当局の手にあるので、インボイス価格が信頼できないものとして拒否されたときは、税関担当者は、ダンピング防止税規則第二条第三項aに定める「構成価額」(constructed value、総原価に合理的な利益を加えて算出・構成された価額)よりも、むしろ税関の評価に関するEC規則を適用することになろう。

(2) 徴税方法

ダンピング防止税は、関税と同様に、課税の対象となる物品

がEC加盟国への上陸地点を通過したときの加盟国の税関当局が徴収する。

同規則第一〇項bの定めるところによれば、EC域内で組み立てられた製品をECの流通ネットワークに乗せるためには、その製品を組立て又は生産工場から出荷される前に主務当局に申告しなければならない⁽³⁾。

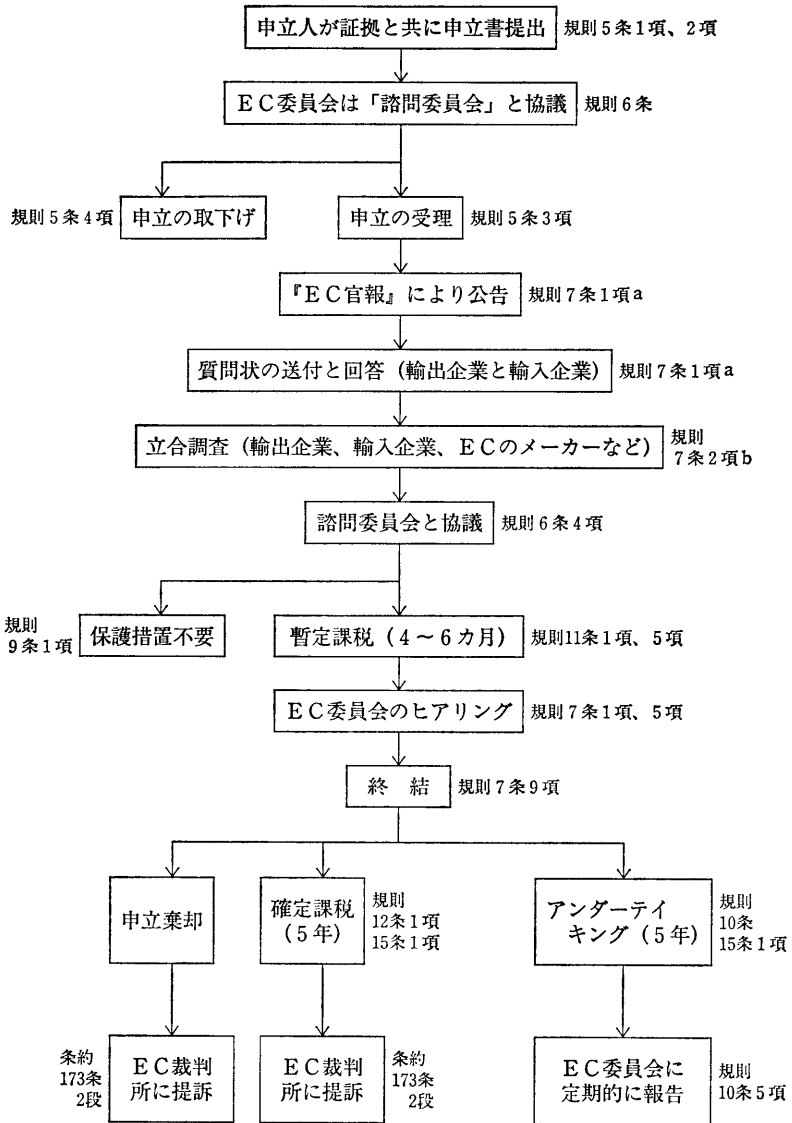
- (1) Council Regulation (EEC) No. 2176/84 of 23 July 1984 on Protection against Dumped or Subsidized Imports from Countries Not Members of the European Economic Community. 英語原文と邦文訳は、『EEC共通アンチダンピング規則(仮訳)とその運用』日本貿易振興会、六〇頁。
- (2) 第一七六一/八七号についての邦文拙訳は、本稿巻末に収録。
- (3) 以上は、主として次の資料に拠る。EC *Anti-dumping Rules Now Extend to Parts and Components*. Clifford Chance, June 1987. (現地調査の際に、東京銀行ロンドン支店の好意で入手したものである)。

三 規則の適用状況

手続きは、『EC官報』(Official Journal of the European Communities)に手続きが開始された旨の公告がなされた時に開始される。手続きの流れは、図6のとおりである。

一九八七年、EC委員会は、電子タイプライター(electronic typewriter)、電子はかり(electronic scale)および油圧式シ

図6 手続きの流れ



注：規則＝ダンピング防止税規則、条約＝E E C設立条約
出所：池田節雄『ECアンチ・ダンピング法』を参考に作成。

ベル (Hydraulic excavator) について、また八八年には複写機 (Plain paper photocopier)、プリンター (Printer) およびボールベアリング (ball bearing) について、前記規則に基づいて調査を行う旨の告示を発表している。

1 申立書

この規則は、申立書（提訴状）に関して規定をおいていないが、第二三条第一〇項dによれば、「調査、手続き及びアンダーテイキングに関するこの規則（第一七六一／八七号、現行第二四二三／八六号―筆者注）は、この項のもとで生じるすべての問題に適用される」としているところから、申立（提訴）はダンピング防止税規則によって行われることになる。

申立は、ダンピング防止税規則第五条第一項により、「EC 共同体の産業に代わって行為をなすいずれかの自然人、法人又は法人格を有しない社団」によって行われるが、通常は社団によって行われる。部品ダンピングに関する申立の場合には、①電子タイプライターに関しては、欧州タイプライター生産者組合 (Committee of European Typewriter Manufacturers, C E T M A)。メンバーは、オリベッティ、トライアンフ、アドラー、オリンピア、ランク・ゼロックスの四社、その他 EC 域外からスウェーデンのエリクソン・インフォメーション・システムが補助的に支援) により、②電子はかりに関しては、アヴェエリ (W. & T. Avery)、エセルター・モロウ (Esselte Moreau) およ

びビッセルバ (Bizerba-Werke Wilhelm Kraut) により、③油圧式ショベルに関しては欧州建設機器委員会 (Committee of European Construction Equipment) により、④複写機に関しては、欧州複写機製造業者委員会 (Committee of European Copier Manufacturers, C E C O M) により、また⑤プリンターに関しては欧州プリンター製造業者委員会 (EUROPRINT) によって、それぞれ行われた。

2 ベナルティの対象

対象は、完成品として輸入されず確定ダンピング防止税の対象とされている産品である。その意味では、例えば、日本製の電子タイプライターが八五年六月、電子はかりが八六年四月、油圧式ショベルが八六年六月、複写機が八七年二月、プリンターが八八年七月、そしてボールベアリングが八五年六月に課税対象となっている。

3 組立て事業と特定会社

告示で特定された会社は、①電子タイプライターではブラザー工業 (イギリス)、キャノン (フランス)、九州松下電器 (イギリス)、東京電気 (T E C・東芝子会社、ドイツ)、シャープ (イギリス)、シルバー精工 (イギリス)、②電子はかりでは東京電気、③油圧式ショベルでは小松製作所 (イギリス)、また④複写機ではキャノン (ドイツ)、フランス、イタリア)、コ

ニカ(ドイツ)、松下電器(ドイツ)、ミノルタ(ドイツ)、リコー(イギリス)、シャープ(イギリス)、東芝(フランス)、⑤プリンターでは、ブラザー(イギリス)、シチズン(イギリス)、デジリー・システム(オランダ)、富士通、松下電器、NECテクノロジ(イギリス)、沖電気(イギリス)、エプソン・テルフォード、エプソン・エンジニアリング(フランス)、スター・マイクロニクス(イギリス)、また⑥ボール・ベアリングでは、日本精工、東洋ベアリングの各社である。

また、告示には、これら各社が前三要件に該当していることが申立書で主張されている旨、記載されている。

4 手続き

EC委員会は、部品ダンピング防止税規則に基づくこの調査を開始するにあたって諮問委員会(Advisory Committee)で協議を行っている。EC委員会は、この規則の第一三条および第七条に基づいて調査を開始する旨述べている。また、調査開始の告示を官報に掲載することはダンピング防止税規則第七条第一項aに基づくものである旨明示している。

5 質問書

輸出者および輸入者に送付された質問書の内容は、すべての部品の価額、日本原産の部品の価額、これらの価額の決定方法、関連会社からの部品の価額、これらの価格の決定方法、関連会

社からの部品の購入、部品ではなく構成ユニット(component)として購入したものに關する情報などを官報告示直前の数カ月(六カ月を超える)の期間分について求めている。

6 回答および意見陳述

それぞれの告示は、質問書の回答および書面による意見の陳述のために利害関係人に与えられた期間は『EC官報』掲載日または質問書受領日のいずれか遅いほうから起算して一五日以内としている。

7 アンダーテイキング

EC委員会は、アンダーテイキング(undertaking)は可能であり、これを十分に考慮するとの立場を非公式ながら明らかにしている。「アンダーテイキング」とは、ダンピング防止税に代えて、①輸出価格の引上げ又は②輸出の削減、を輸出企業側が個別にそれぞれ約束するものである。今回もECは、官報においてこの部品ダンピング防止課税をクリアできる条件が整いしだい、直ちに資料の検証に入りアンダーテイキングを受諾できるかどうかを検討することを確約した。一部の会社は地場企業から或る種の部品を購入することを前提にアンダーテイキングを行う用意があるとしていた(例えば、松下電器、東京電気などのケースは後出)。

8 税率

(1) 電子タイプライター

EC委員会が八八年四月に発表した調査結果によると、右六社のうちキヤノン（日本からの調達率平均八〇パーセント）、松下電器（九州松下。平均八二パーセント）、シャープ（平均七五・七パーセント）、シルバー精工（平均九六パーセント）の四社に対して課税することを決定した。その税率は、キヤノンおよび松下電器に対して三五パーセント、シャープに対して三二パーセント、シルバー精工に対して二三パーセントとなった。東京電器に対しては二四パーセントと決定されたが、当社が現地生産を取り止めたため、またブラザーに対しては現地部品調達率を達成しているため、それぞれ課税の対象外とした。⁴⁾ 上記四社に対する措置は四月一八日開催の閣僚理事会で正式に決定された。課税額は、松下電器が一台当たり四〇・九四ECU⁵⁾、シャープが二一・八二ECU、キヤノンが四四・〇ECU、シルバー精工が五六・一四ECUとなった。このうち、例えば松下電器は、電子タイプライターに関し、EC委員会に対して、日本からの部品調達率が六〇パーセントを超えていないとして課税の適用解除申請を行っていた。八八年五月五日、同委員会は、この申請内容を認め閣僚理事会に対してこれを承認するよう手続をとった。

なお、シルバー精工はEC域内の第三者に生産を委託してい

たもので、これに対してECは次のような認定を行っている。すなわち、

「シルバー・リード・インターナショナル（ヨーロッパ）社は、組立てがシルバー・リードではなくアステック・ヨーロッパ社によってなされているので、同社は本件調査の対象に入れるべきではないと主張した。しかし、調査の結果、アステック社の本件での活動は、シルバー・リードによって輸入されてシルバー・リード社の構内で引き渡された電子タイプライター部品を単に組み立てているにすぎないことが判明した。その後、この組み立てられた電子タイプライターは全量シルバー・リード・グループによってEC域内で販売された。このグループは、部品の輸入と完成品の販売の間に発生した全費用を負担した。組立て費用はシルバー・リード・グループによって支払われたが、この費用はシルバー・リードの全販売経費と比較してごく僅かの割合を占めたにすぎない。このような事情のもとでは、この組立て作業はシルバー・リードによってなされたものとみなすべきである。」⁶⁾

(2) 電子はかり

東京電気に対して課税措置をとることが八八年四月一八日に決定された。⁷⁾ 課税の方法については、EC域内の生産拠点に搬入された関税込みの輸入価格が適用され、CIF価格は拒否さ

表 部品ダンピング調査対象産品と結果

| 産 品 | 調査対象 企業数 | 調 査 結 果 | 最 終 結 果 |
|-----------|-------------|---|---------------|
| 電子タイプライター | 6社 | 88年4月2社 非課税 4社 課税 | →3社 アンダーテイキング |
| 電子はかり | 2社 | 88年4月1社 非課税 1社 課税 | →1社 アンダーテイキング |
| 油圧式ショベル | 1社 | 88年10月1社 非課税 | |
| 複写機 | 10社 | 88年10月3社 非課税 4社 アンダー テイキング 3社 課税 | →2社 アンダーテイキング |
| ボールベアリング | 2社 | 89年1月2社 非課税 | |
| プリンター | 11社 | 89年10月7社 非課税 2社 アンダー テイキング 2社 課税 | →2社 アンダーテイキング |

出所：『ECアンチダンピング法と企業実務』より作成。

れている。こうして計算された結果、日本からの部品輸入率は、東京電気（イギリス）で九二・三八パーセントとなり、これに基づいて税率は二〇・六パーセントとなり、一台当たり計算されたダンピング課税額は六五・六三ECUとなった。

(3) 油圧式ショベル

八八年四月発表の調査結果では、小松製作所（イギリス）の部品調達率は、日本からの輸入について六〇パーセント未満であったということであり、課税対象外となった。

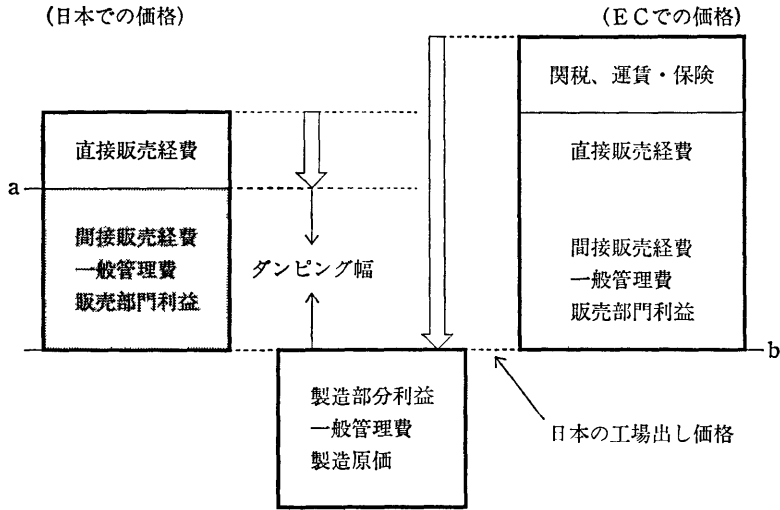
(4) 複写機

八八年九月に、コニカに一台当たり二二五ECU、松下電器に一九二ECU、東芝に二八ECUの部品課税が行われることが決定された。しかし、同年一月には、松下電器と東芝は、日本からの輸入比率が六〇パーセントとなり、課税を免れ、コニカも翌八九年二月には課税から解放された。

(5) プリンター

八九年一〇月の調査結果によれば、各社に対する課税は、富士通四七パーセント、シチズン三七・四パーセント、精工舎三六・九パーセント、ブラザー三五・一パーセント、日本電気三二・九パーセント、セイコーエプソン二五・七パーセント、東京電気、沖電気などが四パーセントから二七・九パーセントと

図7 価格算定法



出所：図1に同じ。

なった。⁽¹⁰⁾

(6) ペアリング

八九年一月に、日本精工、東洋ペアリングともに課税対象とならないとの結論が出された。

以上のデータとは整合しないところがあるが、表は参考までに掲げておく。

9 問題点

この規則の問題点に関しては、別稿で詳しく触れたので、ここでは三つの問題を指摘するにとどめる。

第一に、ダンピング算定についてである。もともと、ダンピングの算定に当たっては、ECの適用する方法は、少なくとも日本側にとっては大いに問題である。例えば、図7でいうと、日本での価格を計算するさいには、直接販売経費だけしか差し引かないのに(a)、ヨーロッパでの価格では日本を出港した直後のすべての経費が差し引かれ(b)、日本での工場出し価格と変わらない。これでは、当然にどのような製品でもダンピング「aマイナスb」になるということである。⁽¹¹⁾

第二に、部品の概念についてである。ECの調査官は、「部品とは、個々の部品のことであって、複合部品(composite part or sub-assembly)を意味しない」と定義し、個々の部品をベースにして数値の明細を提出することを求めている。⁽¹²⁾しかし、一

般的にこのように定義しても、完成品（例えば、自動車）を分解していくと、部品（例えば、複合部品としてのエンジンを分解したときの部品）は果てしないほどに細分化され、どの時点で右調査官のいう「部品」に到達するのかがわからなくなる。

第三に、部品ダンピング防止税規則に関するガット・パネルの判断についてである。一九八八年七月、日本政府はECの迂回防止制度はガット規定違反の疑いが強いとしてガットに提訴した。この提訴を受けてガット紛争処理小委員会（パネル）が設置され、九〇年四月、次の理由でECのこの規則がガットに抵触することを裁定した。すなわち、

— ECの部品ダンピング防止税は、域内で製造された産品に対して賦課されることから内国税に当たると判断し、さらに、輸入部品である日本製部品に対する差別的課税であり、内外産品の無差別待遇を規定するガット第三条に違反していること、および

— EC委員会が日系企業から受諾しているアンダーテイキングも、いったん輸入され自由流通を保證されている日本製部品に不利な待遇を与えているとの理由で、やはりガット第三条に違反していること。

これらは、ガット第二〇条（一般的例外）によっても正当化されず、また同第四条（付属書）の内国民待遇規定にも反する差別的なものであるとの裁定である。同理事会は、同年これを承認している。パネルは、この規則の存在について違法であ

るといいたわけではない。したがって、ECは、パネル裁定を受けてこの規則を廃止したというわけではなく、現在もその効力を認めている。事実、一時運用を停止していたもののその後ポケットライター案件に関してこの規則に基づいて調査を開始したようである。この裁定では、ガット第六条（ダンピング防止税及び相殺関税）との整合性の判断がくだされていないことから、今後ECがべつのかたちの迂回防止措置を講じる可能性もある。⁽¹⁵⁾

ウルグアイラウンドとの関連でいえば、現在ダンピング防止コードの見直し交渉が行われているが、ECとしては、迂回防止規定がコード化されれば、現在の部品ダンピング防止税規則をガット規定に整合させるとの意向を表明している。一九九一年一二月に発表されたドンケル最終案には、新たに迂回防止規定が導入されている（第一〇条⁽¹⁶⁾—第三国迂回、カントリーホッピング、及び第二一条—輸入国迂回⁽¹⁷⁾）。私見によれば、このような規定は、投資家および投資受入れ国・輸出国としての第三国を無視するものであり、到底認めがたいものである。

(1) 電子タイプライターに関しては、調査開始がO.J. No. C235/2, Sept. 1, 1987。確定措置がCouncil Regulation (EEC) No. 1022/88: O.J., L101/4, Apr. 20, 1988。アンダーテイキング（シャープ）がCouncil Regulation (EEC) No. 2329/88, O.J., L203/1, July 28, 1988: O.J., L203/25; Commission Decision, O.J., L203/25, July 28, 1988。

- 電子ばかりに関しは、*O. J.*, No. C235/3, Sept. 1, 1987; 油圧式シリンダーに関しは、*O. J.*, C285/4, Oct. 23, 1987; 複写機に関しは、調査開始が、*O. J.*, C44/3, Feb. 17, 1988。確定措置が Council Regulation (EEC) No. 3205/88, *O. J.*, No. L284/36, Oct. 19, 1988。モニターキニングが Commission Decision, *O. J.*, No. L284/60, May 4, 1990。手続終結が Commission Decision, *O. J.*, L34/28, Feb. 6, 1990。
- モニターに関しは、調査開始が Notice No. C327/8, *O. J.*, Dec. 20, 1988。確定措置が *O. J.*, No. L291/52, Oct. 10, 1989。モニターキニングが *O. J.*, No. 291/57, Oct. 10, 1989。
- (2) 注(4)参照。また、『ECコンチダンピング規則とその運用』国際貿易投資研究所公正貿易センター 一九九〇年 一九頁以下。
- (3) 注(4)参照。また、『ECコンチダンピング規則とその運用』、八一頁以下。
- (4) *O. J.*, 88/L101/1, Apr. 26, 1988。また、『ECコンチダンピング規則とその運用』、一九頁以下。
- (5) ECUの構成は、次のとおりである(一九九三年三月現在)。
 1 ECU = 0.719 D. M. (ドイツ・マルク) + 0.08788 Fr. S (イギリス・ポンド) + 1.31 F. F. (フランス・フラン) + 140 Lit. (イタリア・リラ) + 0.256 D. G. (オランダ・ギルダー) + 3.71 B. F. (ベルギー・フラン) + 0.219 D. Kr. (オーストリア・クローネ) + 0.00871 L. S. (アイルランド・ポンド) + 0.14 L. F. (ルクセンブルグ・フラン) + 1.15 G. D. (ギリシャ・ドラクマ)
- (6) 池田節雄『ECアンチ・ダンピング法』日本貿易振興会、一九八九年。一五八頁。
- (7) *O. J.*, 88/L101/1, Apr. 28, 1988。
- (8) *O. J.*, 88/L 101/24。
- (9) *O. J.*, 88/L284/36。また、『ECコンチダンピング規則とその運用』、五〇頁以下。
- (10) 『ECコンチダンピング規則とその運用』、六三頁以下。なお、対イコローニンソンの税率が他社に比べてかなり低かったのは、『フナシヤルタイムズ』紙の一九八八年四月と九月の抗議の全面広告掲載に原因があるようである。例えば、四月二二日付の同紙広告は、日本製の普通の日本女性の顔が六頁に亘って次第に険しいサッチャー首相の表情に変わっていくもので、そのキャンペーンは、第一頁が全く日本女性の顔で、"Very soon, Britain will be asked to ratify an EEC levy on Japanese printers so what?" 第二頁が、"The levy is going to create unemployment in Britain." 第三頁が、"The levy is going to cut investment in Britain." 第四頁が、"The levy is going to fuel inflation in Britain." 第五頁が、"The levy is a blank cheque to Brussels from British taxpayers." そして最後に第六頁がサッチャー首相の顔で、"When you see who it's going to hurt most, says 'No' to the levy." とぶつたように、かなり激しいものである。
- (11) 櫻井雅夫『国際経済法』、四八九頁以下。
- (12) 算定問題全般に関しては、『ECコンチダンピング法と企業実務』、一六六―一九一頁。
- (13) 池田節雄、前掲書、一六〇頁。
- (14) 電子タイプライターのケースでは、部品構成の調査のための完成品分解に要した費用は徴収するダンピング防止税額を上回るもので、調査を中止してはどうかという意見もあったとの皮肉的な報道もある。
- (15) 『ECコンチダンピング法と企業実務』、一五四―一五五頁。伊

藤・奥野、前掲書、九八頁。

(16) ウルグアイラウンド迂回防止コードの最終案原文は、'Agreement on the Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade. MTN. TNC/W/FA, p. F. 1-F. 31.

「第三国迂回」は、輸出国の生産設備を第三国に移転してダンピング防止税を回避する行為。「カントリーホッピング」は、ダンピング税賦課後、生産設備の移転を伴わずに第三国からの輸出に振り替えることによってダンピング防止税を回避する行為。「輸入国迂回」は、輸出国の生産設備を輸入して、ダンピング防止税を回避する行為。

(17) 部品調達制限、国産品使用強制とEC部品ダンピング防止税規則との関係については、櫻井雅夫「貿易関連投資措置の法律問題」『慶應義塾大学法学部法律学科開設一〇〇年記念論文集—慶應法学会篇』慶應義塾大学法学部、一九九〇年。

結 論

第一に、この規則すなわち「部品ダンピング防止税規則」の運用に関していえば、この規則は、ダンピング防止税迂回を抑制する方策として機能させるためのものである。しかし、これは、そのための単なる枠組みを設定しすぎない。すなわち、或るEC諸国向け投資が迂回投資であるか本来の (genuine) 投資、誠実な (bona fide) 投資であるかの判断はEC当局の裁量

権の範囲にあり、ECの担当官が個々の事例をどのように処理するのが見届けられない。このような投資環境は好ましくない。

第二に、この規則に密接に関わる「原産地認定規則」における原産地の認定基準には、ECと日本との間で決定的に違いがあり、容易に解決することができない。その違いを交渉力で縮めるということが、正常な取引を歪める原因を生み出す。

第三に、この規則とガットとの関係に関していえば、在EC諸国日系企業に対してガット加盟国たる日本から供給する部品に対して特別の課税を行ったり部品の供給割合を設定することは、ガット第三条第四項および第五項 (内国の…規則に関する内国民待遇) ならびに第一条第一項 (一般的最恵国待遇) に違反するものと考えられる。この点に関し、ガットパネルの裁定が、この規則はガットに違反するとしながらその規則の存在を違法としないのは、どのように理解すればよいのかわからない。付言すれば、EC加盟国およびECは、このような措置がTRIMsに該当するとしてウルグアイ・ラウンド交渉の場で反対してきながら、EC域内ではそのような措置を講じている。さらに一部の国 (または州) は域外からの製造業投資に対して補助金を交付するというように、EC加盟国とECの法と政策には全く一貫性がない。

第四に、日本企業と在EC諸国日系企業が右の諸規則に基づく障害を克服するために本格的な対応策 (例えば、生産・販売

孫会社の設立など)を講じた場合には、EC域内地場企業は域外からの投資と輸入で一層弱体化する。そのような場合には、EC委員会は報復的な措置を講じやすいように権限を一層強化する。報復・制裁を行うというような発想で日本企業に恣意的な外資規制を行ったり自主規制を求めたりすることは、再びガット違反の行為につながるおそれが強く、正常な国際事業活動を歪めることになるし、決して問題の根本的解決につながるまい。

以上、日本としては、一方ではとくにガットの場でこの規則がガット違反であること、さらにその存在もガット違反であることを宣明させてこれを廃止させ、他方ではサポーター・インダストリーの育成・強化を目的とする産業協力を推進していかなければならない。

〔付属資料〕 EC部品ダンピング防止税規則 (日本語仮訳)

一九八七年六月二二日付理事会規則

(EEC) 第一七六一／八七号

〔訳者注〕現行は、一九八八年七月二一日付理事会規則 (EEC) 第二四二三／八八号第一三条第一〇項に移行¹⁾

ダンピングが行われ又は国家補助金がなされたヨ

ロッパ経済共同体加盟国でない国からの輸入に対する保護に関する規則 (EEC) 第二一七六／八四号を改正する。

欧州経済共同体理事会は、

欧州経済共同体を創設する条約及びとくにその第一一三条を

考慮し、

委員会からの提案を考慮し、²⁾

規則第二一七六／八四号の実施から得られた経験から、完成

品の輸入がダンピング防止税の対象となっている製品の共同体

における組立てが、いくつかの困難な問題を生ぜしめており、

とくに、

― 組立て又は生産が、同種の製品の輸出がダンピング防止

税の対象となっている製造業者のいずれかと関係を有し又は

は結びついている当事者によって行われ、かつ

― 組立て又は生産活動に使用されかつダンピング防止税の

対象となっている製品の原産地国を原産とする部品乃至材

料の価額が、使用されるその他すべての部品乃至材料の価

額を超える

ときは、かかる組立て又は生産はダンピング防止税の迂回に帰

着しやすしいものと考えられ、

迂回を防止するために、このようにして組み立てられ又は生

産された製品に対するダンピング防止税の徴収について規定す

ることが必要であり、

かかる状況において徴税のための手続き及び条件を規定することが必要であり、

徴収されるダンピング防止税の額は、迂回を防止するために必要な額に制限されるべきであり、

次の規則を採択した。

第一条 次の項が、(E E C) 規則第二一七六/八四号第一条に追加される。

「第一〇項 a 確定的ダンピング防止税は、次の条件のもとで共同体内で組み立てられ又は生産された後に共同体内で流通する産品に関しても、第四項 a 号の第二文の例外として賦課される。

— 組立て又は生産が、同種の産品の輸出がダンピング防止税の対象となっている製造業者のいずれかに関係を有し又は結びついている当事者によって行われること、

— 組立て又は生産活動が、ダンピング防止調査の開始後に開始され又はかなり増加したこと、

— 組立て又は生産活動に使用されかつダンピング防止税の対象となっている産品の輸出を原産国とする部品乃至材料の価額が、使用されるその他すべての部品乃至材料の価額を少なくとも五〇パーセント超えること。

この規定を適用するに当たっては、それぞれの案件の状況、とくに、組立て又は生産活動に要する可変費用並びに共同体内で行われる研究開発及び応用される技術を参酌するものとする。

そのような場合には、理事会は、同時にかかる産品の組立て又は生産における使用に適しかつダンピング防止税の対象となっている産品の輸出を原産国とする部品乃至材料は、第一段に規定された組立て又は生産活動において使用されないかぎり、自由流通のもとにあるものと認められる旨決定しなければならない。

b このようにして組み立てられ又は生産された産品は、共同体の流通に乗せるためには、組立て又は生産工場から出荷される前に主務当局に申告されなければならない。ダンピング防止税を賦課するためには、この申告は指令七九/六九五/E E C 第二条にいう申告に相当すると認められるものとする。

c ダンピング防止税率は、その組立て又は生産を行う共同体内の当事者が関係を有し又は結びついておりかつダンピング防止税の対象となっている同種の産品の原産品の製造業者に適用される税率であるものとする。徴収される税額は、輸入される部品乃至材料の C I F 価額に対して、完成品の輸出者に適用されるダンピング防止税率に比例するものとし、ダンピング防止税の

回避を防止するために必要とされる税額を超えてはならない。

d 調査、手続き及びアンダーテイキングに関するこの規則の規定は、この項のもとで生じるすべての問題に適用される。」

第二条 この規則は、欧州共同体官報への掲載の翌日に発効するものとする。

この規則は、すべての加盟国において完全かつ直接に拘束力を有するものとする。

一九八七年六月二日にルクセンブルグにおいて作成。

理事会を代表して

議長

L・チンデマンス

(1) この規則をとりこんだ理事会規則第二四二三／八八号の原文および仮邦訳は、前出『ECアンチダンピング法と企業実務』資料篇二一三頁。

(2) O.J., No. C 67, Mar. 14, 1987, p. 20.

(3) O.J., No. L 201, July 30, 1984, p. 1.

〔付記〕 本稿は、平成四年度春から塾法学部内で始まったEC法研究会（座長—石川明教授）で報告したものの概要である。作成に当たっ

ては、左記の四つの文献を中心にしてその後のデータを加えた。今回はまたも多くの方々の協力を得たが、内容についての責任はすべて筆者にある。なお、EC諸国の投資環境に関して筆者が行った現地実態調査の結果と、それに平行して調査会社に委託して二回に亘って実施した現地有識者に対するアンケート調査の結果は、左記の文献3および4に収録している。

- 1 櫻井雅夫『国際経済法』成文堂、一九九二年。第八、一四章。
- 2 同『投資摩擦』東洋経済新報社、一九八八年。
- 3 同『対欧投資摩擦』日本在外企業協会、一九八八年。
- 4 同『対欧投資摩擦②』日本在外企業協会、一九九一年。